

令和 6 年 6 月 20 日

北海道宗谷地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>当該地域の総面積は、4,625.70 km²と他県の標準的な広域市町村圏面積の4倍以上もあり、この広大な面積の中に10の市町村を有している。各市町村は鉄道、バス、フェリーなどの公共交通機関により結ばれているが、特に、乗合バスは、通学や通院、買物などの移動手段として利用され、自ら移動手段を持たない高齢者や学生にとっては必要不可欠なものとなっており、その確保・維持が重要である。</p> <p>また、当該地域は、稚内市を中心に日常生活圏が形成されていることから、猿払村など周辺地域の住民にとって必要不可欠なバス路線として、管内の中心都市や、留萌管内の留萌市と羽幌町をはじめとした周辺地域とを結ぶ広域的・幹線的なバス路線を確保・維持することが必要である。</p> <p>しかし、人口減少の進行やモータリゼーションの進展などに伴い、年々バス利用者が減少するなど、地方バス路線を取り巻く情勢は厳しさを増しており、これまで国や道、市町村の補助やバス事業者の経営努力により、生活路線が維持されてきたところであるが、経営努力だけでは路線の維持・確保が困難な状況となっている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、バス路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通の利用者数を 400 千人以上とする。 ・ 公的資金が投入されている広域交通の収支率を 39.3%以上とする。 ・ 広域交通への公的資金投入額を 214,091 千円以下とする。 <p>(北海道宗谷地域公共交通計画 P.62 参照)</p>
(2) 事業の効果
<p>各路線を維持することにより、住民の生活利用や来訪者の観光利用等に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、中核都市や地域中心都市と周辺市町村をつなぐ広域的な公共交通ネットワークを維持することにより、地域活性化にもつながる。</p>
3. 2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行形態の見直しなど、利用実態に合わせた最適化検討の継続（市町村、事業者、道） ・ ニーズに応じた公共交通マップ等の作成、配布（市町村、事業者、道） ・ バスの乗り方教室の実施（市町村、事業者、道） ・ 観光利用に繋がる取組の検討（市町村、事業者、道）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2のとおり。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通の運行事業者からの提供データにより確認。 ・ 各市町村及び道のデータにより確認。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその特記事項【地域間幹線系統のみ】
別紙「生産性向上の取組について」のとおり。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体・要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年 5月25日（第1回） 協議会設立、地域公共交通計画策定の進め方について（書面開催） ・ 令和5年12月21日（第2回） 北海道宗谷地域公共交通計画（原案）について協議（書面開催） ・ 令和6年 3月19日（第3回） 北海道宗谷地域公共交通計画（最終案）について協議（書面開催） （令和6年 3月29日 すべての構成員から合意を得られた。）

19. 利用者等の意見の反映状況

振興局のホームページにて本計画に関する意見を募集した。

地域住民から交通ネットワークを維持して欲しいとの声を踏まえ、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者：連絡先】

(住 所) 稚内市末広4丁目2-27

(所 属) 北海道宗谷地域公共交通活性化協議会

(宗谷総合振興局地域政策課内)

(氏 名) 川島 郁実

(電 話) 0162-33-2915

(メー ル) kawashima.ikumi@pref.hokkaido.lg.jp